六　その国外証券移管等に係る国外証券口座を開設された金融商品取引業者等の営業所、事務所その他これらに類するものの名称
七　前号の国外証券口座を開設している者の氏名又は名称
八　その国外証券移管等に係る相手国名
九　その国外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書に記載されている前条第三号に規定する納税管理人の氏名及び住所（国内に住所がない場合には、居所）
十　その国外証券移管等に係る法第四条の二第一項の告知書に記載されている前条第四号に規定する法人課税信託の名称及び法人課税信託の信託された受託営業所の所在地
十一　その他参考となるべき事項
（光ディスク等の提出に係る税務署長の承認に関する手続の準用）
**第十一条の五**　第十一条の規定は、法第四条の三第二項において準用する法第四条第二項から第五項までの規定又は令第九条の五において準用する令第九条の規定を適用する場合について準用する。第十二条第三項中「（同条第二項に規定する金融商品取引業者等をいう。以下この項において同じ。）の営業所又は事務所」を「の営業所、事務所その他これらに類するもの」に、「又は事務所の所在に」を「、事務所その他これらに類するものの所在に」に改め、同項第一号中「又は事務所」を「、事務所その他これらに類するもの」に改め、同項第三号及び第四号中「準ずる」を「類する」に改める。

**附　則**

（施行期日）
1　この省令は、平成二十七年一月一日から施行する。ただし、第十一条の改正規定は、平成二十六年四月一日から施行する。
（所得税法施行規則の一部を改正する省令の一部改正）
2　所得税法施行規則の一部を改正する省令（平成二十五年財務省令第三十五号）の一部を次のように改正する。

附則第六条のうち内国税の適正な課税の確保を図るための国外送金等に係る調書の提出等に関する法律施行規則第五条第二号の改正規定の次に次のように加える。

第十一条の二第二号中「、第二項若しくは第四項」を「若しくは第二項」に改める。

**○財務省令第三十一号**

所得税法等の一部を改正する法律（平成二十六年法律第十号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令の一部を改正する政令（平成二十六年政令第百四十九号）の施行に伴い、並びに東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（平成二十三年法律第二十九号）及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令（平成二十三年政令第百二十二号）の規定に基づき、東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令を次のように定める。

平成二十六年三月三十一日　　財務大臣　麻生　太郎

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則の一部を改正する省令

東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）の一部を次のように改正する。

第三条の五の次に次の一条を加える。

（被災した個人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

**第三条の五の二**　法第十一条の三の二の規定により租税特別措置法第二十八条の二の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則（昭和三十二年大蔵省令第十五号）第九条の十の規定の適用については、同条第一項第一号中「個人が同項」とあるのは「個人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十一条の三の二の個人が法第二十八条の二の二第一項」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則（平成二十三年財務省令第二十号）第六条の二に規定する要件」とする。

第三条の七第一項中「（昭和三十二年大蔵省令第十五号）」を削り、同条第三項中「平成二十三年財務省令第二十号）」を削る。

第四条の二の次に次の一条を加える。

（被災した法人について債務処理計画が策定された場合の課税の特例）

**第四条の三**　法第十二条の三の規定により租税特別措置法第四十条の三の二第一項の規定が適用される場合における租税特別措置法施行規則第十八条の十九の二の規定の適用については、同条第一項第二号中「内国法人」とあるのは「内国法人又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第十二条の三の内国法人」と、同条第二項中「掲げる者」とあるのは「掲げる者又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行規則第六条の二第一項第一号に掲げる者」と、「規定する要件」とあるのは「規定する要件又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律施行令第十四条の三に規定する要件」とする。

第五条第三項及び第六項並びに第五条の二第一項中「第四十一条第二十四項」を「第四十一条第二十五項」に改める。

第六条の五の次に次の一条を加える。

（再投資等準備金）

**第六条の五の二**　法第十八条の三第二項第四号に規定する財務省令で定める事業所は、東日本大震災復興特別区域法施行規則第十七条第二項に規定する区域外特定事業所とする。

第六条の六第六項中「同令第二十一条の十九第二項に規定する法人税申告書」を「租税特別措置法第二条第二項第二十七号に規定する確定申告書等」に改める。

第七条第四項第七号中「第六項第四号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第九条の五の次に次の一条を加える。

（連結法人の再投資等準備金）

**第九条の五の二**　法第二十六条の三第六項第七号に規定する財務省令で定める事業所は、東日本大震災復興特別区域法施行規則第十七条第二項に規定する区域外特定事業所とする。

第九条の六第六項中「同令第二十二条の六十二第一項に規定する法人税申告書」を「租税特別措置法第二条第二項第二十七号の二に規定する連結確定申告書等」に改める。

第十条第四項第八号中「第六項第四号」を「第六項第三号」に改め、同条第六項第一号を削り、同項第二号を同項第一号とし、同項第三号を同項第二号とし、同項第四号中「第二号」を「第一号」に改め、同号を同項第三号とし、同項第五号を同項第四号とする。

第十三条第三項中「第二十三条の五の二第七項」を「第二十三条の五の二第十項」に、「第二十三条の五の二第三項」を「第二十三条の五の二第四項」に改め、同条第四項中「同条第七項」を「同条第八項」に、「第二十三条の五の二第七項」を「第二十三条の五の二第十項」に、「同条第三項」を「同条第四項」に改め、同項第一号ホ(2)中「第四十条の四の二第五項各号」を「第四十条の四の二第三項各号」に改め、同号第二号ロ(1)中「第四十条の四の二第二項各号」を「第四十条の四の二第三項各号」に改め、同号ロ(3)中「第四十条の四の二第五項各号」を「第四十条の四の二第六項各号」に改め、同項第三号ロ(1)中「第四十条の四の二第三項」を「第四十条の四の二第四項」に改め、同号ロ(2)中「第四十条の四の二第四項第二号」を「第四十条の四の二第五項第二号」に改め、同号ロ(4)中「第四十条の四の二第五項各号」を「第四十条の四の二第六項各号」に改める。